

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 藤代哲夫

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務委員会 11人

政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

(2) 経済港湾委員会 11人

にぎわいスポーツ文化局、経済局及び港湾局の所管に属する事項

(3) 市民消防委員会 10人

市民局、資源循環局及び消防局の所管に属する事項

(4) こども教育委員会 11人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

(5) 福祉委員会 11人

健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項

(6) GREEN×EXPO みどり委員会 11人

脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局及び農業委員会の所管に属する事項

(7) まちづくり委員会 11人

都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項

(8) 上下水道交通委員会 10人

下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、こ

の条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会 11人
政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会
政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
- (2) 経済港湾委員会 11人
経済・港湾委員会 10人
にぎわいスポーツ文化局、~~経済局及び港湾局~~の所管に属する事項
- (3) 市民消防委員会 10人
市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会 11人
市民局、資源循環局及び消防局の所管に属する事項
にぎわいスポーツ文化局
- (4) こども教育委員会 11人
こども青少年・教育委員会
こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項
- (5) 福祉委員会 11人
健康福祉・医療委員会
健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項
- (6) GREEN×EXPOみどり委員会 11人
脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会
脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局、みどり環境局及び農業委員会の
所管に属する事項
- (7) まちづくり委員会 11人
都市整備・建築・道路・交通政策委員会
都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項
- (8) 上下水道交通委員会 10人
下水道河川・水道・交通委員会
下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

議第2号議案

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

令和8年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 藤代哲夫

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

特別市・大都市行財政制度特別委員会の委員の定数「14人」を「15人」に、基地対策特別委員会の委員の定数「15人」を「14人」に、減災対策推進特別委員会の委員の定数「15人」を「14人」に、未来のまちづくり推進特別委員会の委員の定数「14人」を「15人」に変更する。

提 案 理 由

特別委員会の委員の定数を変更したいので提案する。

参 考

(上段 改正案)
(下段 現 行)

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
特 別 市 ・ 大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これらを強力に促進すること。	<u>15人</u> 14人	委 員 長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	<u>14人</u> 15人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特 別 委 員 会	減災及び防災対策の推進に関すること。	<u>14人</u> 15人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
未 来 の ま ち づ くり 推 進 特 別 委 員 会	経済成長及び国際都市・横浜の実現を目指すとともに、都市の成長の基盤を支える魅力と活力あるまちづくりの推進に関すること。	<u>15人</u> 14人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
次 世 代 活 躍 推 進 特 別 委 員 会	次代を担う全ての子ども・若者の活躍推進に関すること。	14人	委 員 長 1人 副委員長 2人	
市 民 活 躍 ・ 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 活 性 化 特 別 委 員 会	誰もが居場所と役割を持ち、いきいきと生涯活躍できるまちづくりや地域コミュニティの活性化に関すること。	14人	委 員 長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

議第1号議案及び議第2号議案の 取り扱いに関する運営理事会協議結果

- 議第1号議案 横浜市会委員会条例の一部改正
議第2号議案 特別委員会の委員の定数の変更

項 目		協 議 結 果 (令和8年5月13日運営理事会)
1	議 案 発 送	5月15日(金)の本会議席上配付
2	上 程 日	5月15日(金)の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則(抜粋)

第36条

- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。
ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項(抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議(請願・陳情に係るものを含む。)に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。